

長野県山岳総合センターの管理運営に関する基本協定書（案）

長野県教育委員会（以下「県」という。）及び〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）は、長野県山岳総合センター（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）について、次の条項により本施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定された指定管理者が行う本施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（信義則）

第2条 県及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（指定管理者の責務）

第3条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの基本協定に定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。

（管理運営の期間）

第4条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 管理運営に関する事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第5条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書（指定管理者申請時の事業計画書）の規定の間に矛盾、齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者が行う業務は、条例第10条に掲げる業務とする。

2 前項に掲げる業務の細目は、別添「管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

3 指定管理者は、その管理運営する本施設の利用者の平等な利用の確保を図るとともに、本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、指定管理者が指定管理者募集の際に県に提出した事業計画書を基本として、指定管理者が毎年度ごとに作成する事業計画書に基づき本施設を適正に管理運営しなければならない。

(県が行う業務の範囲)

第7条 次の業務については、県が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）
- (2) 不服申し立てに対する決定（地方自治法第244条の4）
- (3) 本施設の計画的な大規模修繕

(管理物件)

第8条 本施設を構成する公有財産及び備品のうち、指定管理者が管理を行うもの（以下「管理物件」という。）は、別に県が提示する財産台帳及び物品台帳（以下「台帳」という。）によるものとする。

- 2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、管理物件を管理運営以外の目的に使用してはならない。ただし、県の承認を得たときは、この限りではない。
- 4 指定管理者は、管理物件について、定期的に台帳と現物との照合を行い、汚損、損傷したものがあるときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(リスク分担)

第9条 管理運営に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(利用料金)

第10条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 2 指定管理者は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ県の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、条例第14条に基づき、別記2に定める利用料金の減免基準により、利用料金の減免を行うものとする。
- 4 指定管理者は、前項のほか条例第14条第2号の規定による利用料金の減免を適用する場合は、あらかじめ県と協議の上、減免の基準を明確にし、利用者に対して周知を図るものとする。
- 5 指定管理者は、收受した利用料金を災害など利用者の責めによらない理由により施設を利用することができなくなった場合を除き、還付しないものとする。

(指定管理料)

第11条 県は、指定管理者に対して管理運営に係る指定管理料を支払うものとする。

- 2 第4条第1項に規定する期間における前項の指定管理料の総額は、〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- 3 第1項の指定管理料の年度ごとの額は、指定管理者申請時の指定管理者の提案書を基に県と指定管理者が協議のうえ予算の範囲で別途「年度協定書」により定めるものとする。

（指定管理料の支払）

第12条 県は、前条第3項の指定管理料を四半期ごとに分けて、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により四半期ごとに分けた指定管理料を、各期の最初の月の10日以内に長野県山岳総合センター指定管理料請求書（様式第1号）により、県に請求するものとする。
- 3 県は、指定管理者から当該請求書を受領したときは、その日から30日以内に指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の精算）

第13条 県は、指定管理者に支払う指定管理料については精算を行わないこととする。

（剰余金の取扱い）

第14条 指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとする。

（経理）

第15条 指定管理者は、本施設の管理運営業務を行うに当たって、次に掲げる事項に留意して適正に経理を行うものとする。

- (1) 本施設の管理に関する収支を明らかにするため、本施設の管理に関する会計を設けること。
 - (2) 経理に関する規定等を定め、経理を行うこと。
 - (3) 収支計算、備品の管理及び物品の出納に関する帳簿を作成すること。
- 2 指定管理者は、本施設の管理に関する経理を明らかにする関係書類を整備し、指定管理期間終了後5年間保存するとともに、県の要求があれば、それに応じなければならない。

（事業計画等の提出）

第16条 指定管理者は、毎年度開始前の県の指示する日までに翌年度に係る次に掲げる事項を記載した長野県山岳総合センター事業（変更）計画書（様式第2号）を県に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 管理運営の実施に関する事項
- (3) 管理運営に要する経費に関する事項
- (4) 主催事業の実施に関する事業
- (5) その他県が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定により承認を受けた事業計画を変更しようとする場合も、同様とする。

(休館日及び利用時間の変更)

第17条 指定管理者は、条例第 11 条の定める本施設の休館日及び利用時間を変更し、又は臨時休館日を設ける場合は、あらかじめ県の承認を得た上で、利用者に対してその旨を周知するものとする。

(定期報告)

第18条 指定管理者は、毎月終了後、次に掲げる事項を翌月10日までに、長野県山岳総合センター管理運営定期報告書（様式第3号）により県に報告しなければならない。

- (1) 施設等の利用実績
- (2) 利用料金徴収の実績
- (3) 利用料金減免の実績
- (4) 施設等の修繕に関する事項
- (5) 管理運営業務の実施状況
- (6) 管理に係る経費の収支状況
- (7) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- (8) その他県が管理の実態を把握するため必要と定める事項

(事業報告)

第19条 指定管理者は、事業年度終了後又は指定期間終了後若しくは第 37 条の規定により指定管理者の指定を取り消された後 2 か月以内に次に掲げる事項を記載した長野県山岳総合センター事業報告書（様式第 4 号）を県に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の実施状況に関する事項
 - (2) 利用状況及び利用料金徴収に関する事項
 - (3) 経理の状況に関する事項
 - (4) 主催事業の実施状況に関する事項
 - (5) その他県が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」（以下「モニタリング要領」という。）に基づき、毎事業年度終了後、モニタリング要領様式 2（以下「管理運営状況表」という。）の指定管理者が記載すべき事項に記載したうえで、毎年度 6 月末までに県に提出するものとする。
- 4 県は、前項の管理運営状況表の県が記載すべき欄に記載のうえ、毎年度 8 月末までに管理運営状況を公表する。

(実地調査等)

第20条 県は、管理運営の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、指定管理者に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求めることができる。

(指示及び改善勧告)

第21条 県は、第18条、第19条及び前条の規定による確認及び調査の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、県が示した条件を満たしていない場合は、県は指定管理者に対して必要な指示又は業務の改善を勧告することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による指示又は改善の勧告に従って措置した場合には、その結果を県に報告するものとする。

(備品の管理)

第22条 指定管理者は、県が支払う指定管理料又は利用料金で取得した備品（以下「備品」という。）について、第4条に規定する期間が満了したとき又は第37条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、速やかにその備品を県又は県が指定した者に対して引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、第8条に規定する台帳により、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(システムの管理)

第23条 指定管理者が、県が支払う指定管理料又は利用料金収入で構築したシステム（ホームページを含む。以下「システム」という。）については、第4条に規定する期間が満了したとき又は第37条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、県又は県が指定した者に対してそのシステムを引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(環境への配慮)

第24条 指定管理者は、管理運営業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めること。

(満足度調査の実施)

第25条 指定管理者は、利用者のサービス向上を図るため、利用者に対する満足度調査を実施しなければならない。

2 前項の満足度調査については、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) アンケート用紙をあらかじめ配付し、利用終了時に提出を求める方法により、年間を通じてアンケート調査を行うこと。
- (2) アンケート項目は、県と協議のうえ決定すること。

(3) 集計結果については、毎月末で締め切り、集計結果を翌月 10 日までに県に提出すること。

(4) 外部の審査員を入れたサービス評価委員会を設置してサービスに対する評価を受け、その結果を県に報告すること。

3 県は、満足度調査の結果について、前項第 4 号のサービス評価委員会の評価を踏まえて検証するものとする。

(情報の公開)

第26条 指定管理者は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）及び同条例施行規則に準拠した規定を設け、本施設の管理運営状況について、積極的に情報の公開に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第27条 指定管理者は、長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号）及び同条例施行規則に準拠した規定を設け、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記 3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 県は、必要があると認めるときは、個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示すること及び個人情報の取扱状況について、実地調査をすることができる。

(暴力団等からの不当介入に係る報告及び届出の義務)

第28条 指定管理者は、この基本協定に係る業務の遂行に当たり、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく県に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(権利譲渡等の制限)

第29条 指定管理者は、この基本協定の締結によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の制限)

第30条 指定管理者は、管理運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個別業務についてあらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(管理物件の現状変更)

第31条 指定管理者は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により県に協議し、承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第32条 指定管理者は、第4条に規定する期間が満了したとき又は第37条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、県の指示するところにより管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、県の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者は県に対し、管理物件の原状の回復に要した費用を請求しないものとする。

(損害賠償等)

第33条 指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理物件を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 指定管理者は、管理物件の管理運営業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ県が損害を賠償したときは、県は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(保険)

第34条 指定管理者は、その管理する施設における不慮の事故に備え、次の賠償責任保険に加入するものとする。

対人賠償		対物賠償
1人当たりてん補限度額	1事故当たりてん補限度額	1事故当たりてん補限度額
3億円	10億円	3千万円

(緊急事態の対応)

第35条 本施設において事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、県を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故又は災害が発生した場合、指定管理者は事故(災害)報告書(様式第5号)を県に提出するとともに、県と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(管理運営の継続が困難となった場合の措置等)

第36条 指定管理者は、適正な管理運営の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を県に申し出なければならない。

2 前項の規定が、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 第1項の規定が、不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由によるものであるときには、県と指定管理者は、その継続の可否について協議するものとする。

(協定の解除等)

第37条 県は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定を解除するとともに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

(1) 指定管理者が、指定管理者の責めに帰する理由により基本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込がないと認められるとき

(2) 指定管理者が基本協定又は関係法令等の規定に違反し、かつ、県が相当の期間を定めて催告しても当該違反の状態が解消されないとき

(3) 指定管理者が、暴力団等に該当することが判明したとき

(4) 指定管理者が、第30条第1項の規定により本業務の一部を第三者に実施させる場合において、当該第三者が暴力団等に該当することが判明し、県が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するように求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき

(5) 前4号のほか、指定管理者が本施設の指定管理者として管理運営を継続することが適当でないと認められるとき

2 前項の規定は、指定管理料の支払があった後においても適用するものとする。

(指定管理料の返還)

第38条 指定管理者は、前条の規定によりこの基本協定を解除された場合において、既に指定管理料の支払がなされているときは、県の定めるところにより、指定管理料を返還するものとする。

(延滞金)

第39条 指定管理者は、前条の規定により指定管理料を返還しなければならない場合において、これを県の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年長野県条例第12号）の規定により計算した延滞金を県に納付するものとする。

(不可抗力による管理運営業務実施の免除)

第40条 指定管理者は、不可抗力の発生により管理運営業務ができないと認められる場合、県との協議の上、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、県は、指定管理者との協議の上、指定管理者が管理運営業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができることとする。

(業務の引継ぎ)

第 41 条 指定管理者は、本協定の終了に際し、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して委任業務、書類等を適正に引き継がなければならない。ただし、県の承認を得たときはこの限りではない。

2 県は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して県又は県が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 指定管理者は、県から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第 42 条 指定管理者は、その名称、住所、代表者等の変更があったときは、速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(諸規定の整備)

第 43 条 指定管理者は、本施設の管理運営業務に必要な諸規定（非常時の体制を含む）を整備し、これを施設に備え置かなければならない。

(関係機関等との連携等)

第 44 条 指定管理者は、管理運営に当たり、近隣住民や関係機関等との協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持しなければならない。

(協議)

第 45 条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、県と指定管理者が両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年（2020 年）3 月 日

県 長野市大字南長野字幅下 692 の 2

長野県教育委員会
教育長 原 山 隆 一

指定管理者